

藤沢市安全・安心プラン作成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の災害時及びその他緊急時の支援計画を定めるものである安全・安心プラン（以下「プラン」という。）の普及推進及びプランの作成支援に関わる相談支援専門員の作業効率化を図ることを目的として、予算の範囲内において助成金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に係る用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める事業所のうち市内に所在する指定特定相談支援事業所であって、次のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 交付申請時点において現に運営しており、かつ交付決定時点においても継続して運営していること。

イ この要綱の有効期間中に、藤沢市民に対する計画相談支援の提供実績があること。

ウ 藤沢市安全・安心プラン作成講習会及びこれに相当する研修会等を受講した相談支援専門員又はその他市長が認めた者が1名以上在籍していること。

(2) 利用者 令和7年2月12日以降において、藤沢市から法に定める計画相談支援の支給決定をされており、事業所と計画相談支援の支給契約又はこれに相当する契約等を結び同サービスの利用実績がある者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人のうち、市長が適当と認めた者とする。

(1) 事業所を運営する法人であること。

(2) 地方自治体が課税する市税を滞納していないこと。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、プランの作成日が属する月の翌月1

0 日までに、別表 1 に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、1 利用者につき 1 回限りとする。

3 助成金の交付対象となるプランは、令和 7 年 2 月 1 2 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに作成されたものとする。

(審査)

第 5 条 市長は、前条の規定により申請者から收受した提出書類について、この要綱に定める作成等の取り扱いが行われていることを審査する。

2 前項の審査により、提出書類がこの要綱の定めに則る手順で作成されていることが確認された場合は、次条に定める助成金の交付を行う。

3 第 1 項の審査により、提出書類がこの要綱の定めに則る手順で作成されていないことが確認された場合、市長は收受した提出書類を申請者へ差し戻し、作成手順等について指導を行う。指導後に再度提出された提出書類については第 1 項の規定に従い再審査を行う。

(助成金の交付)

第 6 条 市長は、前条の審査により助成を行うことを決定した日から 3 0 日以内に助成金を支払うものとする。なお、交付を決定した場合の通知は申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって行うものとする。

(交付の取消し)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める助成金の交付の条件等に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(助成金の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成額の算定)

第 9 条 助成金の金額は、別表 2 に定める利用者区分に応じた額とする。

(相談支援専門員への還元)

第10条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、相談支援専門員への経済的還元に努めるものとする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）第9条から第12条までの規定を適用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 1（第 4 条関係）

提出書類	作成及び提出要領
プラン	(1) 原本提出とする。 (2) 所定の記入欄については特段の理由がない限り、全て記入する。記入できない又は明らかに記入が不要である場合は、その理由を記入するように努める。
藤沢市安全・安心プラン作成助成金交付申請書	—
藤沢市障がい福祉サービス受給者証（写し）	当該助成金の申請を行う計画相談支援事業者による支援の支給決定が確認できるもの。

別表 2（第 9 条関係）

利用者区分	助成金（利用者 1 件あたり）
既に計画相談支援を利用している場合 介護保険ケアプランを作成する場合	6, 0 0 0 円
セルフプランから計画相談支援に変更する場合 ※変更月から 3 か月以内にプランの作成を行う場合	8, 5 0 0 円
新規サービス利用者の場合 ※計画相談の新規介入月から 3 か月以内にプランの作成を行う場合	1 1, 0 0 0 円